

# 弊社役員・従業員と関わりのあるお取引先の皆様へ

## ～透明性の高い取引実現に向けてご協力ください～

弊社は透明性の高い取引実現のため、弊社役員・従業員に対して、利害関係のあるお取引先に弊社役員・従業員分の費用をご負担いただく接待・贈答等以下の行為を受けることを禁止しております。(自己の費用は自己(弊社又は個人)で負担いたします)

弊社の役員・従業員自身が襟を正すことが最も重要ですが、透明性の高い取引実現のため、お取引先各位におかれましても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 社内に周知した「お取引先との交際に関するガイドライン」(禁止事項)

- (1) 利害関係者から飲食・ゴルフ・遊技等の接待を受けること
- (2) 利害関係者から旅行(国内・海外)の接待を受けること
- (3) 利害関係者から金品・不動産等の贈与を受けること
- (4) 利害関係者から金銭等の貸付けを受けること
- (5) 利害関係者から無償で役務の提供を受けること
- (6) 自ら(会社・個人)が負担すべき費用を、利害関係者につけ回しをすること

※上記(1)～(6)の各項の禁止事項の実施者が2親等以内の親族又は2親等以内の親族が経営する企業や運営する団体等であっても、本人の行為とみなす場合があります。なお、「2親等以内の親族」とは、本人の配偶者、両親、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、およびその配偶者等を指しますが、2親等以外の親族や知人等でも本人と強い関係性があり、明らかに経済合理性が疑われる場合は、公正・公明・公平の観点から同様にみなされることがあります。

### 利害関係者

ここで言う「利害関係者」とは、弊社が業務や資機材等を発注するお取引先で、協力会社(1次会社やその傘下の2次会社以降及び製品を納入するメーカー等も含む)、業務委託先(測量、調査、設計、施工図、積算、模型、ソフト・システム開発、コンサルティング会社など)、材料・資機材の仕入れ先や商品・サービス提供等業種を問いません。

### 接待(酒食等のもてなし等)

- 飲食における弊社とお取引先間の交互費用負担は、適正に行われたかの確認が困難な為、原則認めておりません。
- ランチや喫茶など軽微な飲食であってもお取引先にいただくことを禁止しております。
- お取引先の周年記念パーティー等、お取引先が多数の方を招待される会食へご招待いただくことは問題ありません。また立食・着座等の形式は問いません。
- 業務で出席する会議の間やその前後に提供される弁当や茶菓子類、あるいは講演の前後に簡素な飲食も問題ありません。
- 割り勘で飲食を共にする場合は問題ありません。(あくまで、お取引先に費用負担して頂くことを禁ずるものです)

### ゴルフ、旅行、麻雀、釣り、その他の娯楽

- 費用の多寡に関わらず、お取引先の費用負担によるゴルフ、旅行、麻雀、釣り等は禁止しております。
- 業務出張時の業務の前後にプライベートな訪問、ゴルフ、会食等を行う場合も、お取引先にいただくことは禁止しております。

## 車での送迎など、無償でのサービスの提供

- ✕ お取引先による手配・負担の社用車、タクシー、ハイヤーの弊社関係者のみによる利用は認めておりません。
- 弊社役員・従業員を、周辺の交通事情等から送迎が妥当と判断される場合、日常的に使用している車(社用車など)により送迎する場合やお取引先手配の車にお取引先と相乗りする場合(基本的に送迎や相乗りでお取引先側に追加の費用負担が生じないことが前提)など合理的なケースは差し支えありません。

## 個人への贈答

- ✕ 現金、商品券、個人への情報提供の御礼、チケット、家電製品、中元・歳暮、昇進祝、栄転祝、饂飩、香典、住居の提供等名目や金額の多寡に関係なく個人への贈答は禁止しております。
- 社名入りカレンダー、手帳、タオル等のノベルティグッズや記念品は問題ありません。
- 冠婚葬祭で配偶者や親など家族との関係で出席した場合、利害関係者であっても通常社交儀礼の範囲内の祝儀や香典などは問題ありません。
- お取引先が主催、あるいはスポンサーとなって後援する展示会・鑑賞会等の無料入場券、優待券等は禁止事項の対象外となります。
- 社会通念上常識的な範囲内であれば、部門やグループ宛の手土産(茶菓子類など)などの受け取りを禁止するものではありません(あくまで「個人の利得」につながるものを禁ずるものです)

## 個人への金銭の貸付

- ✕ やむを得ない事情の有無、金額の多寡、利息の有無、個人的貸付などに関らず個人への金銭の貸付を受けることを禁止しております。
- ✕ 適正な対価を払わずに弊社役員又は従業員が車や住居等の便宜供与を受けることも禁止しております。

## 無償の役務の提供

- ✕ 弊社役員又は従業員が自宅の改修や引越し等の役務提供に対して、無償又は適正な対価を支払わない場合該当します。

## 費用の付け回し

- ✕ 自ら飲食した費用をお取引先等利害関係者に負担いただくことは、支払いの形態に関係なく禁止しております。

## 「パートナーズ・ネット」

当該ルールに関するお問い合わせ・ご質問・ご相談・通報につきましては、既設の相談・通報窓口である「パートナーズ・ネット」をご利用下さい。(企業名、氏名、連絡先等は記載の上でお願いします)

次の窓口では、できるだけ具体的な内容でお願いします。

(1) 弊社ホームページのトップ画面の「パートナーズ・ネット」欄からアクセスをお願いします。

[https://www.takenaka.co.jp/j\\_contact/partnersnet/](https://www.takenaka.co.jp/j_contact/partnersnet/)

上記(1)に加えて以下(2)(3)でも受付けています。

(2) 相談・通報専用電話

TEL 06-6263-5659

(3) 封書の場合は、下記宛てに郵送してください。

〒541-0053 大阪市中央区本町 4丁目1-13 (株) 竹中工務店 監査室

お寄せ頂いた本ガイドラインに関するお問い合わせやご質問、或いは相談・通報につきましては、弊社コンプライアンス対応部門(総務室・監査室)において適切に対応します。